

品川区議会地震等災害対策本部設置要綱

制定 平成26年 4月14日議長決定要綱第1号

改正 平成29年 5月26日議長決定要綱第1号

改正 令和 6年10月24日議長決定要綱第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、品川区議会地震等災害対策本部（以下「本部」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 品川区議会議長（以下「議長」という。）は、品川区災害対策本部（以下「区対策本部」という。）が設置されたとき、または、水害その他の災害により必要と認めるときは、品川区議会内に本部を設置することができる。ただし、震度6弱以上の地震が発生したときは、本部を設置するものとする。

(本部)

第3条 本部は、本部長、副本部長および本部員をもって構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を総括し、本部員を指揮監督する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐するとともに、本部の事務に従事する。

4 本部員は、各会派の代表者をもって充て、本部長および副本部長を補佐するとともに、本部の事務に従事する。

5 本部長は、各会派の代表者が欠席のときは、当該代表者が属する会派から代理の者を出席させることができる。

6 本部長は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、別に本部員を指名することができる。

7 本部長が事故等により不在のときの職務代理は、別表のとおりとする。

(本部の任務)

第4条 本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 議員の安否確認を行うこと。
- (2) 区対策本部から災害情報の報告を受け、議員に情報提供を行うこと。
- (3) 議員から災害情報を収集、整理し、区対策本部に情報提供を行うこと。
- (4) 被災地および避難所等の調査を行うこと。
- (5) その他本部が必要と認める事務

(議員の対応)

第5条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否および居所または連絡場所を本部に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 本部から情報提供を受け、地域の災害復旧活動に資すること。
- (3) 被災地および避難所等で情報収集を行い、必要に応じて本部に報告すること。
- (4) 被災地における救援活動に協力すること。
- (5) 被災者に対する相談または助言を行うこと。

(区議会事務局の対応)

第6条 区議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、区対策本部の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、本部

に情報提供すること。

(2) 事務局職員は、本部の事務に従事すること。

(区対策本部との関係)

第7条 本部長は、本部が収集した情報を整理し、区対策本部へ提供するとともに、情報提供を受け必要に応じて議員に提供する。

2 本部長は、必要に応じて、区対策本部に要請を行う。

(全員協議会等の開催)

第8条 本部長は、必要があると判断した場合は、速やかに全員協議会等を開催する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

(付則)

この要綱は、平成26年4月14日から施行する。

(付則)

この要綱は、平成29年5月26日から施行する。

(付則)

この要綱は、令和6年10月24日から施行する。

別表（第3条関係）

順位	職 名
1	副 議 長
2	議 会 運 営 委 員 長
3	議会運営副委員長(1)
4	議会運営副委員長(2)
5	総 務 委 員 長
6	区 民 委 員 長
7	厚 生 委 員 長
8	建 設 委 員 長
9	文 教 委 員 長

備考 議会運営副委員長が本部長の職務を代理する順序は、議長が別に定める。